

フォークリフト運転技能講習開催案内 **31時間講習**

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部
(登録有効期間の満了日：平成31年3月31日)

労働安全衛生法の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務につかすときは、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければ運転出来ないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関(登録番号第6号)として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

1. **受講資格** 自動車の普通運転免許以上を有する者
2. **講習日時** 【学科】平成31年2月7日 午前8時20分～午後5時30分
【実技】平成31年2月13日～20日 午前8時～午後5時30分
(実技組合せ日 13.14.15 18.19.20日) のうち、連続3日間
受講定員 80名 (定員に達し次第締め切ります。)
3. **講習会場** 【学科・実技】大垣市西大外羽 1-226-1
大垣市職業訓練センター(旧：大垣地域職業訓練センター)
4. **受講申込手続き**

受講希望者は「フォークリフト運転技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに所要の書類等を添付し、下記へ申し込み下さい。

***受付場所** 〒501-6133 岐阜市日置江 2648-2
陸運労災防止協会岐阜県支部
TEL058-279-3718 Fax058-279-5337

***受講料 29,000円 テキスト代 1,500円 合計 30,500円 (消費税を含む)**

銀行振り込みの場合 十六銀行 本店 普通預金 231954

陸運労災防止協会岐阜県支部宛です。

***受講申込書に添付を要する書類等**

- ・写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm) ※申請前6ヶ月以内で上半身 無帽(ポラロイド不可)
- ・自動車運転免許証の写し(コピー)1枚

受講申し込みを受付けた方には、受講票とテキストをお渡します。

銀行振り込みの方は、テキストは会場渡しです。尚、既納の受講料金の払戻しは致しません。

参考事項 会場付近には飲食店がございませんので、なるべくお弁当を持参して下さい。